

令和5年第1回（2月）

**広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録**

広島県後期高齢者医療広域連合議会



令和5年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（2月13日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時53分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	5
日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について	5
日程第4 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	6
日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合規約の変更について）	7
日程第6 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	8
日程第7 議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について	9
日程第8 議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	11
日程第9 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	
議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について	
会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	
議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	12
日程第10 議案第9号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	15
日程第11 議案第10号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	17

日程第 1 2	議案第 1 1 号	令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
日程第 1 3	議案第 1 2 号	令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算・・・・・・・・	2 0
議了宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・		2 3
広域連合長の閉会挨拶	・・・・・・・・・・・・・・・・		2 3
閉会宣告(午後 2 時 4 8 分)	・・・・・・・・・・・・・・・・		2 3
会議録署名	・・・・・・・・・・・・・・・・		2 4

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 第36号

令和5年2月13日（月曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	中	原	洋	美
2番	若	林	新	三
3番	山	本	昌	宏
4番	大	野	耕	平
6番	中	原	明	夫
7番	大	川	弘	雄
8番	陶		範	昭
9番	高	本	訓	司
10番	今	岡	芳	徳
11番	八	杉	光	乗
12番	広	瀬	和	彦
13番	保	実		治
14番	近	藤	久	子
15番	網	谷	芳	孝
17番	井	上	佐	智子
18番	山	根	温	子
19番	沖		也	寸志
20番	木	田	圭	司
21番	下	岡	憲	国
22番	諏訪	本		光
23番	瀧	野	純	敏
24番	中	本	正	廣
25番	服	部	泰	征
26番	信	谷	俊	樹
27番	藤	井	照	憲
28番	久保田		龍	泉

欠席議員

5番	北	川	一	清
16番	石	原	賢	治

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	道	下	克	典
広域連合事務局次長兼総務課長	藤	井	伸	朗
業務課長	野	田	一	生
総務課課長補佐兼企画財政係長	黒	川	輝	久

業務課課長補佐兼賦課収納係長 森 川 茂 夫

議事補助員

議会事務局長 川 内 晴 美  
議会事務局長次長 楠 木 加 予  
書記 菊 池 亜由美

---

議事日程（第1号）

（令和5年2月13日 午後1時53分開議）

- 日程第1 議席の指定について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について  
日程第4 議案第 1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について  
日程第5 議案第 2号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合格約の変更について）  
日程第6 議案第 3号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
日程第7 議案第 4号 広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について  
日程第8 議案第 5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
日程第9 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について  
議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について  
会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について  
日程第10 議案第9号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）  
日程第11 議案第10号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
日程第12 議案第11号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
日程第13 議案第12号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

## 療特別会計予算

---

会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

午後 1 時 53 分                      開      会

○議長（若林新三）

ただいまの出席議員 26 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 5 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。  
広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さん、こんにちは。令和 5 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、国におきましては、次期医療保険制度改革に向けた報告書が昨年末に取りまとめられ、現在、実施のために必要な法案の準備が進められているところでございます。高齢者医療の関係では、出産一時金に係る費用の一部を後期高齢者が支援する枠組みの導入や、後期高齢者医療制度の高齢者負担率や保険料負担のあり方の見直しなどが盛り込まれております。保険料負担については、令和 6 年度からの施行が想定されておりますが、広域連合といたしましても、被保険者の方の御理解をいただきながら、こうした見直しに適切に対応していかなければならないと考えております。

本定例会では、個人情報保護関連の条例の制定のほか、令和 5 年度当初予算などの重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいた

します。

○議長（若林新三）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、道下広域連合事務局長、藤井事務局次長兼総務課長、野田業務課長、総務課黒川課長補佐兼企画財政係長、業務課森川課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和4年度定期監査結果」について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（若林新三）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の議事録署名議員として、9番 高本議員、26番 信谷議員を指名いたします。

## △ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（若林新三）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

---

## △ 日程第3 「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」

○議長（若林新三）

次に日程第3「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員及び補充員として、お手元に配付してあります名簿のとおり御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま御指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充

員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

---

△ 日程第4 議案第1号 「広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（若林新三）

次に日程第4「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

本案は、寶来伸夫氏の監査委員の任期が令和5年3月27日で満了し、識見を有する者の監査委員が空席となることから、後任の監査委員として引き続き寶来伸夫氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、寶来伸夫氏は、平成31年3月から監査委員の職を務めておられます。知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（若林新三）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

---

**△ 日程第5 「議案第2号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組  
合規約の変更について）」**

○議長（若林新三）

次に日程第5「議案第2号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合規約の変更について）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。広島県市町総合事務組合規約の変更に係る専決処分について承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、別冊1の「令和5年第1回広域連合議会定例会議案資料」で説明をさせていただきます。別冊1の1ページをお開きください。

1趣旨を御覧ください。令和4年11月に設立をされた広島県水道広域連合企業団が、当広域連合が加入しております広島県市町総合事務組合に、事務の委託をすることに伴いまして、所要の規定を整備するため、速やかに広島県市町総合事務組合規約の一部を改正する必要があったものでございます。

2の内容を御覧ください。当該事務組合の規約に、事務の受託に関する規定を加えるものでございます。

3の専決処分をした日ですが、令和4年12月2日でございます。

以上、上程された議案につきまして、概要を御説明申し上げます。御審議の

上、御承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

### △ 日程第6 「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」

○議長（若林新三）

次に日程第6「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の3ページをお開きください。「広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」でございます。

議案の内容につきましては、別冊1の議案資料で説明させていただきます。別冊1の2ページをお開きください。

1制定理由でございます。本案は、地方自治法の規定により、広域連合長、職員等の当広域連合に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し、条

例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

これは、4の根拠法令にありますように、地方自治法第243条の2第1項において、条例で、普通地方公共団体の長等の当該団体に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、政令で定める基準を参酌して、条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができると規定されております。

今回制定する条例では、2の主な内容のとおり、第2条で、条例で定める額である「最低責任負担額」について規定し、また第3条で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時の「損害賠償責任の一部免責」について定めるものでございます。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、上程された議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員の意見を求めることになっております。議長名で監査委員に文書で意見聴取したところ、お手元に配付した文書のとおり回答がありましたので御報告いたします。

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第7 「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」

○議長（若林新三）

次に日程第7「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）  
議長。（挙手）

○議長（若林新三）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の5ページをお開きください。「広島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」でございます。

議案の内容につきましては、別冊1の議案資料で説明をさせていただきます。別冊1の3ページをお開きください。

1の制定理由でございますが、広域連合の債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を進めるため、債権の管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

2の主な内容でございます。まず、（1）第1条から第5条で基本事項といたしまして、金銭の給付を目的とする債権を対象とし、債権管理の手続について定めております。

（2）第6条から第11条では、法令に基づく徴収手続について規定しており、履行期限までに履行しない者に対して、地方自治法等関係法令の規定に基づき、督促や強制執行等の手続をとることなどを定めるものでございます。

（3）第12条では債権の免除について規定しており、履行期限の特約後10年を経過してもなお無資力で納付の見込みがない場合は、債務を免除することができるよう定めるものでございます。

（4）第13条では、債権の放棄について規定しております。適正な債権管理をしてもなお、生活困窮や破産等の理由により、徴収が困難と認められる場合には、債権を放棄することができることとし、併せて、債権を放棄したときの議会への報告を規定しております。

3の施行期日は、令和5年4月1日としております。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△ 日程第8 「議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（若林新三）

次に日程第8「議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎業務課長（野田一生）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

それでは、「議案第5号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」について御説明いたします。

議案書は10ページでございますが、引き続き説明は議案資料でさせていただきますので、別冊1議案資料の4ページをお願いいたします。

1の趣旨でございます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について所要の改正を行うものでございます。

2の内容でございます。被保険者の方に納めていただく保険料のうち、均等割額につきましては、所得の状況に応じ、7割、5割、2割の軽減措置がございます。今回、7割軽減についての改正はありませんが、5割軽減及び2割軽減について、軽減対象となる所得判定基準額の計算において、世帯の被保険者の人数に乘じる金額を、5割軽減では28万5千円から29万円に、2割軽減では52万円から53万5千円にそれぞれ引き上げるものでございます。

続く5ページ、3の施行期日でございますが、令和5年4月1日としております。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△ 日程第9 「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」

「議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」

「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」

○議長（若林新三）

次に日程第9 議案第6号「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」から議案第8号「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」及び会議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の4件を一括して議題といたします。

まず、議案第6号、第7号、第8号の3件について説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただいま上程されました議案第6号から議案第8号の3件につきまして、御説明申し上げます。

これらの議案は、個人情報保護法の一部改正に伴い、本広域連合におきましても新法が直接適用されることとなることから、関係条例の整備を行うものでございます。

まず、議案第6号について、御説明申し上げます。議案書の11ページ、別冊1の議案資料の6ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

まず、議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由は、先ほど申し上げたとおり、個人情報保護法の一部改正及びこの後御説明いたします個人情報保護法施行条例の制定に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。行政文書の不開示情報につきまして、個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例との整合を図るため、「法令又は条例の定めるところにより、開示することができないと認められる情報」を不開示情報から削除し、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち「公務員等の氏名に係る部分であって公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの」を不開示情報から除くことを定めるものでございます。

3の施行期日は、法律の施行に合わせて、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。議案書の12ページ、別冊1の議案資料の7ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

1の制定理由でございます。先ほど申し上げたとおり、個人情報保護法が改正され、直接適用対象となることに伴い、現行の広域連合個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

2の内容でございます。(1)第3条では、開示情報について規定しております。先ほど御説明した広域連合情報公開条例との整合を図るため、「公務員等の氏名に係る部分であって開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの」を開示情報として定めるものでございます。

(2)第4条では、開示請求に係る手数料等について規定しており、開示請求に係る手数料の額は無料とし、写しの交付に要する費用を負担することを定めるものでございます。

(3)第5条では、開示決定等の期限について規定しております。開示請求があった日から15日以内に開示することを定めるものでございます。

(4)第7条では、審査会への諮問について規定しております。審査会に諮問す

ることができる事項として、①施行条例を改廃する場合、②安全管理措置の基準を定めようとする場合、③実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合を定めるものでございます。

3の施行期日は、同様に令和5年4月1日でございます。

最後に、議案第8号について、御説明申し上げます。議案書の16ページ、別冊1の議案資料8ページをお開きください。説明は、議案資料で行います。

議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由でございます。個人情報保護法の一部改正並びに個人情報保護法施行条例及び議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。個人情報保護法の一部改正に伴い、同法及び個人情報保護法施行条例に規定された諮問に応じて答申することを、審査会の所掌事務として定めるものでございます。

また、議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、実施機関に議会を加えるとともに、同条例に規定された諮問に応じて答申することを、審査会の所掌事務として定めるものでございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議案第6号から第8号の3件につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

続いて、会議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

（1番中原洋美議員挙手）

1番中原議員。

○1番（中原洋美議員）

それでは、説明をさせていただきます。「広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」であります。

議案書の会議案第1号を御覧ください。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

現行の個人情報保護条例では、議会も条例の適用対象となっておりますが、改正後の個人情報保護法においては、国会や裁判所が規定の対象外であるためとして、地方公共団体の議会は適用対象から除かれております。

個人情報の取扱いや個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続に関して、個人情報保護法が直接適用される執行機関との間に差異が生じないように、個人情報保護法に準じて必要な規律を設けるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。  
以上議員各位の御賛同を求めます。

○議長（若林新三）

議案第6号、第7号、第8号の3件については、発言の通告がありませんので、各案件の質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、各案件の討論を終結いたします。

会議案第1号については、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。

議案第6号、第7号、第8号及び会議案第1号の4件について、一括して採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号、第7号、第8号及び会議案第1号の4件について、一括して採決いたします。

各案件は原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、各案件は可決されました。

---

## △ 日程第10 「議案第9号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（若林新三）

次に、日程第10「議案第9号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）  
議長。（挙手）

○議長（若林新三）  
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の 18 ページをお開きください。議案第 9 号「令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」は、第 1 条にありますように、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 16 億 1,230 万円とするものです。

19 ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「3 款 1 項 財産運用収入」1 千円の追加は、定期預金により運用している財政調整基金の預入額が当初の見込みを上回ることから、利子収入を増額したものです。

続きまして、20 ページをお開きください。歳出です。「2 款 1 項 総務管理費」1 千円の追加は、先ほどの財政調整基金の利子収入の増額に伴い、財政調整基金への利子積立金を増額したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

**△ 日程第 11 「議案第 10 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」**

○議長（若林新三）

次に、日程第 11「議案第 10 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の 21 ページをお開きください。議案 10 号「令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」は、第 1 条にありますように、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 304 万 5 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4,392 億 9,679 万 9 千円とするものです。

22 ページをお開きください。この補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。「2 款 2 項 国庫補助金」1 億 306 万円の減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業に係る委託料が当初の見込みを下回ることによる調整交付金の減額（△ 1 億 312 万 2 千円）並びに東日本大震災の避難者等である被保険者に対する一部負担金及び保険料減免の特例措置に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の計上（6 万 2 千円）を合計したものです。

続いて、「6 款 1 項 財産運用収入」1 万 5 千円の追加は、定期預金により運用している給付準備基金の預入額が当初の見込みを上回ることから、利子収入を増額したものです。

続きまして、23 ページを御覧ください。歳出です。「1 款 1 項 総務管理費」48 万 4 千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料減免の広報事業に対する市町補助金を計上したものです。なお、財源は、全額国からの補助金です。

「4 款 1 項 健康保持増進事業費」1 億 5,540 万 8 千円の減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業において、事業の実施市町数が当初の見込みを下回ることなどから委託料を減額したものです。

「5 款 1 項 基金積立金」4,611 万 6 千円の増額は、今回の補正予算における歳入超過金額の、給付準備基金への積立金額 4,610 万 1 千円と、先ほどの給付準備基金の利子収入の増額に伴う利子積立金の増額 1 万 5 千円を合計したもので

す。

「7款 1項 償還金及び還付加算金」576万3千円の増額は、令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の精算額の修正に伴う国庫への返還金の増額230万5千円と、市町への保険料還付金が当初の見込みを上回ることによる増額345万8千円を合計したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。  
御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第12 「議案第11号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（若林新三）

次に、日程第12「議案第11号 令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の 24 ページをお開きください。議案第 11 号「令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてです。

本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 17 億 1,441 万 3 千円とするものです。

また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を 5 千万円と定めています。

歳入歳出の詳細につきましては、別冊 4「令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計 当初予算説明書」により御説明いたします。

別冊 4 の 4 ページをお開きください。まず、歳入について主なものを御説明いたします。「1 款 分担金及び負担金」です。これは、各市町からの事務費分賦金で、予算は 13 億 6,898 万 3 千円です。歳入の 79.9%を占めており、前年度比 8,084 万 9 千円の減としています。

減額の理由は、概ね 5 年ごとに行われるシステム機器更改の時に必要となる多額のシステム構築経費に関し、市町の負担を軽減し、健全な財政運営を維持するため、財政調整基金の一部を繰り入れることとし、基金を活用する分、市町からの事務費分賦金が減額となっているものです。

10 ページをお開きください。「4 款 繰入金」、「1 項 基金繰入金」は、3 億 4,210 万 4 千円です。これは、先ほど御説明しましたとおり、システム機器更改の時に必要となる多額のシステム構築経費に関し、市町の負担を軽減するなどのため、財政調整基金の一部を繰り入れるものです。

続いて、歳出についてです。引き続きこの冊子の 18 ページをお開きください。「1 款 議会費」、これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、予算額は 272 万 4 千円を計上しており、前年度比 3 千円の増としております。

20 ページをお開きください。「2 款 総務費」です。この 20 ページから 27 ページまでが「1 項 総務管理費」になりますが、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所の使用に係る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費を計上しております。

26 ページをお開きください。総務管理費の総額は、左下の計のとおり、3 億 6,011 万 6 千円を計上しており、前年度比 1,087 万円の減としています。減額の主な理由は、派遣職員給料等負担金について、現在の職員数等の実態をベースに算定しましたところ、2,147 万 9 千円減額になったことなどによるものです。

28 ページの「2 項 選挙費」は、前年度と同額を計上しております。

30 ページの「3 項 監査委員費」については、10 万 1 千円を計上しており、前年度比 1 万 6 千円の減としています。

32 ページをお開きください。「3 款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金として 13 億 4,619 万 4 千円を計上しており、前年度比 2 億 6,688 万 5 千円の増としています。

これは、システムの機器更改に伴い、電算処理システム運用管理に係る事業の予算に関し、約 2 億 8 千万円増額していることなどが主な要因です。

34 ページの「4 款 公債費」、36 ページの「5 款 予備費」については、そ

れぞれ前年度と同額を計上しています。38 ページ以降は給与費明細書です。  
以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。  
御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。  
本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

### △ 日程第 13 「議案第 12 号 令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（若林新三）

次に、日程第 13「議案第 12 号 令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の 27 ページをお開きください。議案第 12 号「令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてです。

本予算は、第 1 条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ 4,540 億

8,481万4千円とするものです。

後期高齢者医療制度は、2年の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営することとされており、令和5年度は特定期間の2年目で、令和3年度に設定しました保険料率の算定基礎数値（年間平均被保険者数46万2,000人、一人当たり医療給付費97万2,504円等）を基に予算編成を行いました。

第2条につきましては、地方自治法の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

30ページをお開きいただきまして、「第2表 債務負担行為」にありますように、新たに被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を令和6年度、限度額を93万8千円とした債務負担行為を設定しています。

27ページにお戻りいただきまして、第3条では一時借入金の限度額を20億円と定めています。第4条は、歳出の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

それでは、別冊5「令和5年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 当初予算説明書」により、主な内訳を御説明いたします。

別冊5の4ページをお開きください。歳入の主なものについてです。まず、「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」は、440億2,366万5千円で、対前年度比24億6,208万2千円の増となっています。これは、保険料率の算定基礎とした被保険者数と一人当たり基準所得額等の推計から算出をしています。「2目 療養給付費負担金」は、355億1,519万4千円で、対前年度比14億6,548万6千円の増としています。

続いて、6ページからは「2款 国庫支出金」、10ページからは「3款 県支出金」、14ページは現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金である「4款 支払基金交付金」、16ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」となっています。

18ページをお開きください。「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として22万9千円を計上しています。

続いて、20ページをお開きください。「7款 繰入金」、「1項 一般会計繰入金」は、一般会計から特別会計への事務費繰入金で、13億4,619万4千円、前年度比2億6,688万5千円の増としています。

22ページの「2項 基金繰入金」は給付準備基金からの繰入金として28億8,326万4千円を計上しています。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。34ページをお開きください。「1款 総務費」は、被保険者証や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費で、総額で14億6,470万4千円を計上し、前年度比3億4,714万5千円の増としています。

増額の理由は、先ほど一般会計の議案で御説明いたしましたが、概ね5年ごとに行われるシステム機器更改の時に必要となるシステム構築費用として、電算処

理システム機器更改カスタマイズ改修業務委託料を計上したことなどによるものです。

38 ページをお開きください。38 ページから 45 ページにかけては、特別会計予算額の 99.4%を占めます「2 款 保険給付費」です。

先ほど御説明しましたとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しておりまして、38 ページの「1 項 療養諸費」、40 ページの「2 項 高額療養諸費」、42 ページの「3 項 葬祭費」、44 ページの「4 項 傷病手当金」を合わせて、恐れ入ります、3 ページにお戻りいただきまして、3 ページ歳出の右側のところですが、事項別明細書、右側、歳出の上から 2 段目、「2 款 保険給付費」のとおり 4,514 億 7,718 万 2 千円を計上しており、前年度比 187 億 1,259 万 3 千円の増としております。

続いて、恐れ入ります、46 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業に係る拠出金で、下の計のところですが、1 億 7,757 万 5 千円を計上し、前年度比 421 万 2 千円の減としています。

48 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」は、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に対応した保健事業を実施するための経費を計上したもので、下の計のところですが、8 億 7,563 万 4 千円、前年度比 8,522 万 1 千円の増としています。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（若林新三）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会にあたり、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

---

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和5年第1回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

---

○議長（若林新三）

議員各位におかれましては、案件について、御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心から御礼申し上げる次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後2時48分

閉 会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長      若林 新三

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      高本 訓司

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      信谷 俊樹